

ごみステーション管理の Q & A

Q 1	ごみステーションの移設または廃止はどのようにすればいいですか。
Q 2	ごみステーションを分割したい場合の要件はありますか。
Q 3	管理者が変わりましたが、連絡は必要ですか。
Q 4	自治会に加入していないとごみを出せないのですか。
Q 5	自治会未加入者のごみステーション利用を断ってもいいですか。
Q 6	利用者のごみの出し方の指導はどのようにすればいいですか。
Q 7	利用者以外のごみが頻繁に出されて困っています。どのように対応すればいいですか。
Q 8	カラス、猫などにごみステーションを荒らされないようにするにはどのようにすればいいですか。
Q 9	ごみステーションに事業所のごみが出ている場合、どのようにすればいいですか。
Q 1 0	大型のごみはどのように処分すればいいですか。
Q 1 1	高齢者がごみ出しに困っています。支援制度はありますか。
Q 1 2	ごみの収集時間を変更してもらえますか。

Q 1 ごみステーションの移設または廃止はどのようにすればいいですか。

A ごみステーションの移設または廃止の場合は、まず環境業務課ステーション係（087-861-4524）にご連絡ください。移設先等の現地確認を行った上で、所定の様式により、移設または廃止の申請書を提出していただきます。

なお、現地確認では、ごみ収集車の走行や収集作業、周囲の交通などに支障がないかを確認します。

※移設や廃止の連絡がない場合は、収集漏れの原因になりますので必ず事前にご連絡ください。

Q 2 ごみステーションを分割したい場合の要件はありますか。

A ごみステーション1か所当りの利用世帯数が30世帯を超えている場合は、分割が可能となりますが、分割元は20世帯以上、分割先は10世帯以上の戸数要件を設けています。この他にも設置要件があり、現地確認も必要となりますので、ご検討されている場合は、事前に環境業務課ステーション係（087-861-4524）にご連絡ください。

Q 3 管理者が変わりましたが、連絡は必要ですか。

A 管理者が変更した場合は、環境業務課ステーション係（087-861-4524）にご連絡ください。

Q 4 自治会に加入していないとごみを出せないのですか。

A 本市では、自治会への加入・未加入を問わず収集を行っています。

ごみを出す場合は、本市で定めたルールその他、自治会などで決めたごみ出しのルールもありますので、ルールを守ることや清掃当番などの管理に協力することを伝えた上で、利用を希望するステーションの管理者にご相談ください。

Q 5 自治会未加入者のごみステーション利用を断ってもいいですか。

A ごみの収集は公共サービスとして行っておりますので、全ての住民が等しく利用できるべきものであるため、出来る限り共同での利用をお願いしております。

ごみステーションがいっぱいであるなど管理上支障がある場合は、ステーションを分割することなどをご検討ください。

なお、ごみステーションの利用にあたり、本市で定めたごみ出しルールを守らない、管理に協力しない利用者があるなどの場合は、環境業務課ステーション係（087-861-4524）にご相談ください。

Q 6 利用者のごみの出し方の指導はどのようにすればいいですか。

A まずは利用者の把握に努めてください。利用者には、ごみステーションへの掲示や回覧板などを利用して、ごみの分別や出し方のルールを周知してください。その他にも次の取り組みもご検討ください。

- ・ごみ分別ガイドブックを配布する。→ゼロカーボンシティ推進課（087-839-2393）

へご相談ください。

- ・啓発看板を設置する。→環境指導課適正処理対策室（087-839-2370）へご相談ください。

- ・清掃当番を分担するなど、管理意識の醸成に努めてください。

- ・ごみ集積所の規模や形態が管理に適しているかご検討ください。

例) 利用者数が多いステーション（30世帯以上）は分割を検討する。→環境業務課ステーション係（087-861-4524）へご相談ください。

※ごみステーションの利用については、利用者同士で十分に相談しましょう。

Q7 利用者以外のごみが頻繁に出されて困っています。どのように対応すればいいですか。

A まず、部外者が出しにくいようにきれいに管理することが大切になります。次の点を参考に、管理方法を見直してみてください。

- ・夜間には出さないなど、利用者にごみ出しルールを徹底する。
- ・啓発看板を設置する。→環境指導課適正処理対策室（087-839-2370）へご相談ください。
- ・ごみステーションを移設する。→環境業務課ステーション係（087-861-4524）へご相談ください。
- ・蓋つきの集積箱等に変更する。

※悪質な場合は、環境指導課適正処理対策室（087-839-2370）へご相談ください。

Q8 カラス、猫などにごみステーションを荒らされないようにするにはどのようにすればいいですか。

A 生ごみはカラスなどのエサとなりますので、生ごみを減らす、防鳥ネットを利用する、中が見えない集積箱にするなどの対策をご検討ください。特に、防鳥ネットを利用の際には、ネットの裾に鎖の重しなどを取り付けるなども有効です。

また、ごみの量が多いため、防鳥ネットからごみがはみ出す場合などは、ごみステー

ションを分割することをご検討ください。

なお、夜間にごみ出しを行うと、カラスなどの被害を受けやすくなりますので注意しましょう。

※防鳥ネットの貸し出しは、環境指導課適正処理対策室（087-839-2370）へご相談ください。

Q 9 ごみステーションに事業所のごみが出ている場合、どのようにすればいいですか。

A 本市が収集するのは家庭ごみに限っています。

事業所（会社・お店）から出るごみが、ごみステーションに出されているのを発見した場合は、環境指導課（087-839-2380）へご連絡ください。

※事業所からでるごみは、許可業者に委託するなど事業者の責任で処理する必要があります。

Q 1 0 大型のごみはどのように処分すればいいですか。

A 1 m×5 0 cm×5 0 cm又は重量が1 0 kgを超える場合は、「臨時・粗大ごみ」になりますので、ごみステーションには出せません。粗大ごみ受付センター（087-834-0366）で回収を申し込まれるか、ごみ処理施設（西部クリーンセンター・南部クリーンセンター）へ自己搬入してください。

Q 1 1 高齢者がごみ出しに困っています。支援制度はありますか。

A 本市の福祉制度の中で、高齢者のごみ出し支援を行っている地域もありますので、お住まいのコミュニティセンターや長寿福祉課(087-839-2346)などにご相談ください。

また、高齢者が使いやすいアルミ製の集積箱に変更する、ごみステーションを高齢者の利用しやすい場所に移設、分割するなどご検討ください。

Q12 ごみの収集時間を変更してもらえますか。

A ごみの収集は、市内8千か所を超えるごみステーションを委託業者が効率よく巡回し行っておりますことから、収集時間の変更などへの対応は、お受けしておりません。

また、ごみの量や交通状況などにより収集時間が変動することがありますので、収集日の朝8時までにごみを出してください。